



今年はどんな年だったでしょうか。世界各地で政権が代わった年、大谷選手の活躍や、オリンピックなど、スポーツで盛り上がった年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した年、Bling-Bang-Bang-Born がヒットした年、思い浮かべるものがそれぞれあるかと思います。来年が良い1年になるようお願いしつつも、体調には気をつけて新年をお迎えください。万が一、病院に行く必要が生じた場合でも、来年12月1日までは今の保険証が使えます。ただし、それ以降はマイナ保険証へと移行します。マイナ保険証を使用したくない場合は、資格確認書が必要となります。

* 暦年の休暇等の取り扱いについて *

☆年次休暇☆

年休は暦年（1月～12月）で取得することになっています。
年次休暇簿は切り替わります。（勤務形態により任期で切り替わる方を除きます）。

12月25～27日 → 令和6年分休暇届簿（今、使用中のもの）

1月 6～ 7日 → 令和7年分休暇届簿（新しいもの）

記入の際は、お間違えのないように！！

☆家族看護休暇・子育て休暇・短期介護休暇☆

年休と同様に、暦年（1月～12月）で取得することになっています。

ただし、これらの休暇について翌年への繰越は認められていません。

家族看護休暇については、3日まで取得できます。

また、子育て休暇については、義務教育終了前の子が1人の時は7日、2人以上の時は10日取得できます。

そして、短期介護休暇については、要介護者が1人の時は5日、2人以上の時は10日取得できます。



* 12月期ボーナス支給 2. 25月分です *

令和6年10月17日の「令和6年 人事委員会勧告」（埼玉県人事委員会）でボーナスについて触れられていますが、県議会が終わっていないため現行通りの支給率となっています。

* ライフプランセミナー（冬季）について *

年度末の退職予定者とフルタイム再任用期間を満了する方を対象にした、ライフプランセミナー（冬季）は、埼玉県教職員互助会ホームページ上での動画視聴及び資料閲覧になります。

- ・健康づくりコース・経済生活コース（令和6年12月13日～令和7年1月31日）
- ・退職に関する手続き（令和6年12月13日公開から通年掲載）

【内容】①年金制度 ②退職後の健康保険制度 ③退職会員互助制度
④控除金関係の退職時の手続き ⑤退職手当制度（再任用除く）

閲覧は互助会会員専用ページから入れます。また、退職者は必ず御確認ください。

* 共済組合・互助会の厚生事業について *

簡単にお知らせします。以前にお知らせした内容もあります。詳細は事務まで…。

○人間ドック受診希望者は12月末日までにお済ませください。

○インフルエンザ予防接種補助事業 令和6年9月1日～令和7年2月28日までのインフルエンザ予防接種が対象。対象者は互助会員の被扶養者である中学校3年までのお子さん等と本人です。インフルエンザ予防接種3000円以上の領収書添付必要。子は2000円、本人は1000円の補助です。詳細は事務まで。請求書は3月14日福利課必着必切。

○ヘルスアップ支援事業 対象者へはお知らせ済みですが、令和6年4月1日～令和7年2月28日までの施設利用・健康用品購入が対象。お早めに請求を。請求書は3月14日福利課必着必切。

○レクリエーション補助は、年度内1回限り、2月末までの5000円以上の支払いに対して、3000円の補助です。請求書は3月14日福利課必着必切。

○ライフプラン休暇は、3日以上の年次休暇を含む、連続した5日以上の休暇を取得した場合に給付金を支給します。（S45.4.2～S46.4.1生まれの方が対象です）
※福利課必着のものは、必切ギリギリの提出は避けてください。

* 年末調整の明細を配布しています *

12月は、給料明細書とともに年末調整の明細書を配付します。これは、先生方から御提出いただいた、「扶養控除」や「保険料控除」等の申告書により、令和6年の年税額及び税の過不足額を通知したものと なっています。還付の有無にかかわらず、同封した年末調整の明細書と同じ内容を記載した「年末調整支払簿兼確認簿」に、署名等をいただくのは、現金支給のある場合のみになっています。しかし、申告した内容がきちんと反映されているかどうかは確認をお願いします。裏面の案内を御覧ください。

年末調整明細書のレイアウト

20R00	令和06年分										年末調整										老人の()内は同居老親等の人数、特別の()内は同居特別障害者の人数が表示されます。			
教職員課	職員番号		氏名		ひとり親/寡婦	① 障害者	勤労学生	控除対象配偶者		控除対象扶養親族			16歳未満扶養	障害者(本人除く)		非居住者である親族								
*****	教職 太郎		該当なし		該当なし	該当なし	該当なし		一般		老人	特定	老人	その他	親族	特別	その他							
支払金額	② 給与所得控除		給与所得控除後		配偶者合計所得				一般		老人	特定	老人	その他	親族	特別	その他							
1,042,162.2	2,100,000.0		8,321,622.2		,689,250				0		0	2	0(0)	1	0	0(0)	0							
本人合計所得区分	配偶者(特別)控除		扶養控除計		社会保険料控除計		生命保険控除計		地震保険料控除計		小規模企業共済掛金		基礎控除											
7	,380,000.0		1,640,000.0		1,572,073		,85,256				0		,48,000.0											
所得金額調整控除	③ 所得控除計		税額控除計		住宅借入等控除計				(特別)控除対象配偶者		氏名		区分											
150,000	4,157,329		, , 0		0				控除対象扶養親族		教職 花子		0											
④ 年税額	既納税額		調整税額		口座振込額		現金支給額		控除対象扶養親族		教職 一郎		0											
,413,800	,587,118		-,173,318		,173,318				16歳未満の扶養親族		教職 次郎		0											
(摘要) 摘要欄に前掲情報、5人目以降の控除対象扶養親族が表示されますので、申告内容が正しいか確認してください。 前職 (株)〇〇 埼玉県北本市 退職年月日 R06年3月31日 収入額 1,904,905 円 源泉徴収額 45,280 円 社会保険料 284,516 円 配偶者控除を申告された方は配偶者の合計所得金額・本人の合計所得金額区分(「A」～「C」)を必ず確認してください。 A: ~900万円 B: 900万円超~950万円 C: 950万円超~1,000万円																								

①自己該当が「ひとり親/寡婦」、「障害者」、「勤労学生」の区分ごとに表示されます。

②所得金額調整控除の適用がある場合は、調整控除額を含めた金額が表示されます。

③上段の「配偶者(特別)控除」から「基礎控除」までの合計額が「所得控除計」に表示されます。

④「年税額」(年末調整で算出された所得税額)
「既納税額」(令和6年中に給与等から支払い済みの所得税額)
「調整税額」(年税額 - 既納税額)
「口座振込額」(調整税額がプラスの場合は、0と表示されます。)

年末調整で申告した配偶者、扶養親族情報が表示されます。対象者が非居住者の場合は、区分に「1」が表示されます。

年税額とは、先生方が申告書に記入した内容を反映した税額です。既納税額とは、給与等からの控除された納税済みの税額です。調整税額は、年税額から既納税額を引いた額で、12月の給与から所得税として控除されますが、マイナスの方は給与とは別に指定の口座に振り込まれます。